

## 生産性向上特別措置法に基づく支援について

### ●制度概要

平成30年6月6日に施行された生産性向上特別措置法は、今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進んだ設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としています。

国の導入促進指針に基づき、市は導入促進基本計画を策定し、国が市の計画を同意します。同意された導入促進基本計画に基づき、中小企業・小規模事業者等が先端設備等導入計画を策定して市が認定をいたします。

認定を受けた事業者は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。（なお、対象設備等に事業用家屋と構築物を追加し、2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月まで2年間延長します。）

### ●支援措置

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税を3年間ゼロにします。
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援（信用保証）を受けられます。

### ●認定を受けられる中小企業者の規模（中小企業等経営強化基盤法第2条第1項）

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他※1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※2	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

※1 「製造業その他」は上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）固定資産税の特例の対象については規模要件が異なります。

●先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (「労働者数」又は「労働者数 × 1人当たり年間就業時間」)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 [減価償却資産の種類] 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入促進指針及び安中市導入促進計画に適合するもの</li> <li>・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>・認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること</li> </ul>

●固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 [減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)] <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置(160万円以上/10年以内)</li> <li>・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)</li> <li>・器具備品(30万円以上/6年以内)</li> <li>・建物附属設備(60万円以上/14年以内)</li> <li>・構築物(120万円以上/14年以内)</li> </ul> [その他] <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用家屋(取得価額の合計額300万円以上で、先端設備とともに導入されたもの)</li> </ul>

適用期間	計画認定後から令和5年3月31日まで
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減

●計画認定のながれ

